

平成 18 年 6 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 シノケン
 代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
 (JASDAQ・コード8909)
 問合せ先 取締役管理部長 霍川 順一
 TEL 092-477-0040

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 19 日付にて発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に関し、訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には網掛けを付しております。

記

(下線は変更部分を示します。)

変 更 案 (訂 正 前)	変 更 案 (訂 正 後)
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>15. 投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 2 条第16項に定義される投資信託委託業</p> <p>17. 前二号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第 1 項第 1 号に定める取引一任代理等の業務</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>15. 投資信託<u>及び</u>投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 2 条第16項に定義される投資信託委託業</p> <p>17. 前二号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第 1 項第 1 号に定める取引一任代理等の業務</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>3 当社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

以 上